

佐賀市農業生産工程管理（GAP）普及推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業生産工程管理（以下「GAP」という。）の普及推進を図り、市内の農業者、生産組織等による輸出などを通じた農産物の販路拡大を支援することを目的として、一般社団法人日本GAP協会が定める「日本適正農業規範」（以下「JGAP」という。）、非営利組織フードプラスが定める「GLOBAL G. A. P」の認証取得のために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 佐賀市内に住所を有すること
- (2) 生産組織等にあつては受益者のすべてが前号の要件を満たすこと
- (3) 生産組織の場合は次に掲げる要件を満たすこと
 - ア代表者の定めがあること
 - イ組織及び運営に関する規約が定められていること
 - ウ経理が一元化されている又は組織の口座を設けていること
- (4) 事業実施年度内に認証取得の見込みがあること

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、様式第1号によるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

（補助金の交付条件）

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

（実績報告）

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、様式第2号による

ものとする。

- 2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第3号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

GAP 認証の区分	対象経費	補助率
GLOBAL G.A.P	認証取得（新規取得，更新，維持）に係る経費。（交通費，宿泊費を含む）	事業費の 1 / 2 以内 （上限 10 万円）
JGAP （ただし，JGAP Advance に限る。）		事業費の 1 / 2 以内 （上限 5 万円）

※ 補助金の額は千円単位とし，千円未満の端数は切り捨てる。

様式第1号（第4条関係）

年度佐賀市農業生産工程管理（GAP）普及推進事業 計画書・収支予算書

1 事業の目的

2 生産品目

3 生産者数

4 事業の内容及び計画

(1) 取得予定の認証の名称

(2) 予定している認証機関の名称

(3) 認証取得までのスケジュール

5 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市 費	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

事業区分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
佐賀市農業生産 工程管理（GAP）普及推進事業	円	円	円	円	

6 添付書類

- (1) 生産部会等生産組織の場合は規約等
- (2) 補助金対象となる経費の見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年度佐賀市農業生産工程管理（GAP）普及推進事業 報告書・収支決算書

1 事業の成果

2 生産品目

3 生産者数

4 事業の内容及び計画

（1）取得認証の名称

（2）認証機関の名称

（3）認証取得年月日

5 収支決算

（1）収入の部

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市費	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

（2）支出の部

事業区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
佐賀市農業生産 工程管理（GAP）普及推進事業	円	円	円	円	

6 事業完了年月日 年 月 日

7 添付書類

（1）領収書等の支出が確認できる書類

（2）認定証の写し

（3）補助金等交付決定通知書等の写し（※別表に掲げる対象経費について、他の団体から補助を受ける場合）

様式第3号（第6条第3項関係）

年 月 日

（あて先）佐賀市長

補助事業者 住 所
氏 名 ④
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年度佐賀市農業生産工程管理（GAP）普及推進事業費
補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった 年度佐賀市農業
生産工程管理（GAP）普及推進事業費補助金について、佐賀市農業生産工程管理（GAP）普及
推進事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 佐賀市補助金等交付規則第13条に基づく確定額 （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）その他参考となる資料を添付すること。